

## 福岡県における海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第138条及び第139条の規定に基づく海区漁業調整委員会の委員(以下「委員」という。)の選任の手續等について、必要な事項を定めるものとする。

(委員の募集定数)

第2条 県内各海区の委員の定数及びその内訳は次のとおりとする。

- (1) 委員の定数は、10人とする。
- (2) 漁業者又は漁業従事者が委員の過半数を占めるものとする。
- (3) 資源管理又は漁業経営に関する学識経験を有する者並びに海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるものとする。

(推薦を受ける者及び募集に応募する者の資格)

第3条 委員として推薦を受ける者及び募集に応募する者は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができ、委員選任予定日において次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法第138条第4項第1号から第3号に規定する者
- (2) 法第140条に規定する者
- (3) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)第2条第1号から第3号までの規定に該当する者

(推薦及び募集の方法)

第4条 委員の選任方法は、次のとおりとする。

- (1) 個人からの推薦
- (2) 法人又は団体等からの推薦
- (3) 募集

(推薦手續)

第5条 委員の推薦にあたっては、次の手續を経るものとする。

- (1) 前条第1号に規定する個人からの推薦にあたっては、その代表者が委員推薦書(個人推薦用)(様式第1号)を知事に提出するものとする。
- (2) 前条第2号に規定する法人又は団体等からの推薦にあたっては、当該団体等の代表者が委員推薦書(法人又は団体推薦用)(様式第2号)を知事に提出するものとする。

(募集手續)

第6条 第4条第3号に規定する募集に応募をしようとする者は、委員申込書(応募用)(様式第3号)を知事に提出するものとする。

(推薦及び募集の周知)

第7条 知事は委員の募集にあたっては、次の方法により周知に努めるものとする。

- (1) 福岡県ホームページへの掲載
- (2) その他知事が必要と認める方法

2 推薦及び募集の期間は概ね1か月間とする。

3 前項の規定に関わらず、知事が必要と認めたときは、推薦及び募集の期間を延長することができるものとする。

(推薦を受けた者及び応募した者の公表)

第8条 知事は、第5条及び第6条の規定に基づいて推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する情報について、これを整理し、福岡県ホームページに推薦及び募集の期間の中間並びに当該期間終了後遅滞なく公表するものとする。

2 前項の公表する事項は、漁業法施行規則(昭和25年農林省令第16号)第44条及び第45条第1号に定められたものとする。

(委員の候補者の審査)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、第5条及び第6条の規定に基づいて推薦を受けた者及び募集に応募した者の審査に関し、福岡県における海区漁業調整委員会の委員候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)に、意見を求めるものとする。

2 前項の規定による選定委員会及びその審査の基準については、知事が別に定める。

(委員の任命)

第10条 知事は、推薦及び募集の結果並びに選定委員会の意見を受け、委員の候補者のうちから委員として適当であると認められる者を、県議会の同意を得て任命するものとする。

(委員の補充)

第11条 知事は、罷免、失職又は辞任により委員に欠員が生じた場合は、この要綱の定める手続きに基づき、委員の補充に努めなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月19日から施行する。